

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年4月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000355号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100002号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年8月1日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年8月から平成20年8月までの標準報酬月額については、20万円から22万円とする。

平成19年8月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年8月1日から平成20年9月1日まで

A社に勤務していた請求期間について、国の記録が記載された「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」で確認できる厚生年金保険料納付額が、同社の給与支給票で確認できる厚生年金保険料控除額より少なく、標準報酬月額の記録が誤って低く記録されていると思われる。同社は、国の記録が誤っているのではなく、給与計算の際に本来の保険料額より多い額を控除したため差額の保険料を返金するとのことだが、私は、返金ではなく控除額に見合う年金の受給を希望するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成19年8月の随時改定により20万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与支給票、B社の回答及び日本年金機構の回答により、請求者は、平成19年4月の固定的賃金の変動により同年7月の随時改定の対象となり、改定後の標準報酬月額は22万円であることから、請求期間について、事業主が本来届け出べき報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、22万円であると

認められる。

また、上記給与支給票及びB社から提出された給与台帳により、請求者は、請求期間について、平成19年8月は26万円、同年9月から平成20年8月までは22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成19年8月の標準報酬月額については、上記の給与支給票等により26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（22万円）から、また、同年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については、同給与支給票等により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（22万円）から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成19年8月1日から平成20年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、請求者については、確認できる資料は保管していないものの、現在のオンライン記録どおりの平成19年8月の随時改定（20万円）の届出を行い、20万円の標準報酬月額に基づく保険料を納付したと考えられる旨回答している上、C健康保険組合も、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は平成19年8月の随時改定により20万円と記録されている旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000383号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100003号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成14年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成14年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年10月31日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成15年10月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年6月1日から同年7月1日まで
② 平成15年10月

私は、平成13年6月末日にA社を退社し、平成14年6月1日に同社に再入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は同年7月1日となっている。平成14年6月分給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、平成15年10月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので、請求期間②に係る賞与を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書及び年金事務所の回答から 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、取締役であった事業主の妻は、事業主は既に亡くなっている上、事業所に係る資料は全て処分し、社会保険事務所（当時）に対し、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したか、また、厚生年金保険料を納付したかについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された平成 15 年 10 月分賞与明細書により、請求者は 70 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る賞与の支払年月日について取締役であった事業主の妻は、事業所に係る関係資料は全て処分したとしており、支払年月日の特定ができないことから、当該賞与が支払われた月の末日である平成 15 年 10 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料の納付する義務を履行したか否かについて、事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、取締役であった事業主の妻は、事業主は既に亡くなっている上、事業所に係る資料は全て処分し、社会保険事務所に対し、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したか、また、厚生年金保険料を納付したかについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。